

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(オンラインを活用した一般質問)</u></p> <p>第59条の2 <u>第2条に規定する事由により会議を欠席した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して前条第1項の規定による質問をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりオンラインを活用して質問することを希望する議員は、あらかじめ、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>議員がオンラインを活用して質問をする場合における第48条第1項及び第49条第5項の適用については、第48条第1項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第49条第5項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「発言の順位に当たっても発言しないとき、又は通信環境の悪化等によりオンラインによる質問をすることができないとき」とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第60条 <u>質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、第59条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第60条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p>

2 〔略〕

2 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。